



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年5月19日火曜日 第2673号

### ◇ 目 次 ◇

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....（農業経済課）... 536  
 土地改良事業の工事の完了（2件）.....（農地整備課）... 537  
 解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）... 537  
 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....（漁政課）... 538  
 公共測量の終了の通知.....（道路維持課）... 539  
 道路の区域変更（一般国道319号）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 539  
 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 540  
 指定医師の所在地の変更.....（"）... 541  
 指定医師の辞退の届出.....（"）... 542

**人事委員会規則**

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 543

**公営企業告示**

病院の業務に係る公金の収納の事務の委託（3件）.....（公営企業管理局総務課）... 544

### 告 示

#### ○愛媛県告示第655号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。  
 改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成27年4月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）			
<b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				<b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金 の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金 の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2 項第1号、第 2号、第4号 及び第5号に 掲げる融資機 関が同条第1 項第1号に掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機 関が同条第1 項第2号から第 4号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第2号から 第5号までに 掲げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合		法第2条第2 項第1号、第 2号、第4号 及び第5号に 掲げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合	法第2条第2 項第2号から 第5号までに 掲げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合
1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必	年1分2厘5 毛	年1分2厘5 毛	年4厘5毛	1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必	年1分2厘5 毛	年1分2厘5 毛	年4厘

要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）				要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）			
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘5毛	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第656号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年 5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	善応寺新池地区（松山市）	平成27年 3月25日

○愛媛県告示第657号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年 5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	砥部地区（伊予郡砥部町）	平成26年 8月12日

○愛媛県告示第658号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所  
大洲市肱川町宇和川759の1、759の5、760の7、760の8
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第659号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成27年 4月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年 5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
( 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率 )						( 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率 )					
<b>第 2 条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						<b>第 2 条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率					漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率				
	法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第 1 項 第 1 号か ら第 5 号 まで及び 第10号に 掲げる者 ( 漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政 令第209 号。以下 「令」と いう。) 第 5 条に 規定する 団体に限 る。)に 貸し付け る場合	法第 2 条第 2 項第 5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 1 号から 第 5 号 まで及 び第10 号に掲 げる者 ( 令第 5 条に 規定す る団体 に限る 。)に 貸し付 ける場 合	法第 2 条 第 2 項第 5 号 に掲 げる 融 資機 関に 掲 げる 融 資機 関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者 ( 同 号に 掲 げる 者に 貸し 付け る場 合	法第 2 条第 2 項第 2 号及び 第 4 号 に掲 げる融 資機 関が 、同条 第 1 項 第 1 号 から 第 6 号 から第 10 号 までに 掲げる 者( 同 号に掲 げる者 に あつ ては、 令第 5 条に規 定する 団体を 除く。) に貸し 付ける 場合	法第 2 条第 2 項第 5 号に掲 げる融 資機 関が 、同条 第 1 項 第 6 号から 第 10 号ま でに 掲げる 者( 同 号に掲 げる者 に あつ ては、 令第 5 条に規 定する 団体を 除く。) に貸し 付ける 場合		法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同 条第 1 項 第 1 号か ら第 5 号 まで及び 第10号に 掲げる者 ( 漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政 令第209 号。以下 「令」と いう。) 第 5 条に 規定する 団体に限 る。)に 貸し付け る場合	法第 2 条第 2 項第 5 号に掲 げる融 資機 関に 掲 げる 融 資機 関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者 ( 同 号に 掲 げる 者に 貸し 付け る場 合	法第 2 条第 2 項第 2 号及び 第 4 号 に掲 げる融 資機 関が 、同条 第 1 項 第 1 号 から 第 6 号 から第 10 号 までに 掲げる 者( 同 号に掲 げる者 に あつ ては、 令第 5 条に規 定する 団体を 除く。) に貸し 付ける 場合	法第 2 条第 2 項第 5 号に掲 げる融 資機 関が 、同条 第 1 項 第 6 号から 第 10 号ま でに 掲げる 者( 同 号に掲 げる者 に あつ ては、 令第 5 条に規 定する 団体を 除く。) に貸し 付ける 場合	法第 2 条第 2 項第 5 号に掲 げる融 資機 関に 掲 げる 融 資機 関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10 号 に掲 げる 者 ( 同 号に 掲 げる 者に 貸し 付け る場 合
1・2 省略						1・2 省略					
3 漁船漁具保管修 理施設、漁業用資 材保管施設、漁船 用油水供給施設、 養殖池、蓄養池、 水産種苗生産施 設、養殖用作業 舎、水産物処理施 設、水産物保蔵施 設、水産物加工施	同上	同上	同上	年 4 厘 5 毛	年 4 厘 5 毛	3 漁船漁具保管修 理施設、漁業用資 材保管施設、漁船 用油水供給施設、 養殖池、蓄養池、 水産種苗生産施 設、養殖用作業 舎、水産物処理施 設、水産物保蔵施 設、水産物加工施	同上	同上	同上	年 4 厘 —	年 4 厘 —

設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4～6 省略						4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘 5毛	年4厘 5毛	7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘 —	年4厘 —
8 省略						8 省略					

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第660号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 5月19日

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年 8月29日から  
平成27年 3月31日まで
- 3 作業地域 四国中央市豊岡町長田

○愛媛県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山2955番4から 同町2627番3まで	旧	メートル 4 3～19 8	キロメートル 0 389	
			新	10 5～83 6	0 389	

## ○愛媛県告示第662号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成27年 5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	小 児 科	市立宇和島病院	長 谷 幸 治	宇和島市御殿町1番1号	平成27年 5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	河 野 宗 平	宇和島市賀古町2丁目1番37号	平成27年 5月1日
肢体不自由、平衡・音声、言語機能障害	脳神経外科	大洲中央病院	藤 原 聡	大洲市東大洲5番地	平成27年 5月1日
肢体不自由、音声、言語・そしゃく機能障害	リハビリテーション科	伊 予 病 院	山 下 達 也	伊予市八倉906番地5	平成27年 5月1日
音声、言語・そしゃく機能障害	リハビリテーション科	伊 予 病 院	高 橋 真 司	伊予市八倉906番地5	平成27年 5月1日
肢体不自由、呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	西予市立西予市民病院	澤 田 芳 行	西予市永長147番地1	平成27年 5月1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	喜多医師会病院	原 佳 世	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成27年 5月1日
肢体不自由、音声、言語機能障害	脳神経外科	社会医療法人石川記念会HITO病院	四 方 英 二	四国中央市上分町788番地1	平成27年 5月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	愛媛県立今治病院	岩 田 はるか	今治市石井町4丁目5番5号	平成27年 5月1日
肝 臓 機 能 障 害	外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	羽田野 雅 英	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成27年 5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	井 上 卓	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成27年 5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	岩 村 文 貴	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成27年 5月1日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人青峰会真綱代くじらリハビリテーション病院	北 野 克 宣	八幡浜市真綱代甲229番地5	平成27年 5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	宇和島市立津島病院	田 中 大 輔	宇和島市津島町高田丙15番地	平成27年 5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛労災病院	村 上 智 俊	新居浜市南小松原町13番27号	平成27年 5月1日
肢体不自由、呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛労災病院	小 林 成 紀	新居浜市南小松原町13番27号	平成27年 5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	市立八幡浜総合病院	古 谷 圭	八幡浜市大平1番耕地638番地	平成27年 5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛十全医療学院附属病院	玉 井 貴 之	東温市南方561番地	平成27年 5月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	愛媛県立今治病院	井 上 真 依 子	今治市石井町4丁目5番5号	平成27年 5月1日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	能 田 淳 平	東温市志津川	平成27年 5月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	日 野 香 織	東温市志津川	平成27年 5月1日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	打 田 俊 司	東温市志津川	平成27年 5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	清 松 悠	東温市志津川	平成27年 5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 井 昭 洋	東温市志津川	平成27年 5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	水 本 哲 也	東温市志津川	平成27年 5月1日

小腸・肝臓機能障害	外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	井上 仁	東温市志津川	平成27年 5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小川 晃平	東温市志津川	平成27年 5月1日
心臓機能障害	循環器内科	住友別子病院	中山 隆雄	新居浜市王子町3番17号	平成27年 5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	住友別子病院	小西 祐輔	新居浜市王子町3番17号	平成27年 5月1日
心臓機能障害	循環器内科	住友別子病院	梶谷 昌史	新居浜市王子町3番17号	平成27年 5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	小児科	西条中央病院	矢島 知里	西条市朔日市804番地	平成27年 5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内科	松野町国民健康保険中央診療所	大野 篤志	北宇和郡松野町大字延野々1406番地4	平成27年 5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	愛媛県立今治病院	脇 悠平	今治市石井町4丁目5番5号	平成27年 5月1日

○愛媛県告示第663号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成27年 5月19日

愛媛県知事 中村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
中村 太郎	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成27年 4月1日
清家 裕貴	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	清家消化器内科クリニック	宇和島市恵美須町1丁目3番10号	平成27年 4月1日
松坂 隆範	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	平成27年 4月1日
片山 均	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成27年 4月1日
井上 直三	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	平成27年 4月1日
鶴田 寛二	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	伊方町国民健康保険瀬戸診療所	西宇和郡伊方町三机乙2587番地	平成27年 4月1日
寺野 友美	西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	平成27年 4月1日
中島 光晴	西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	平成27年 4月1日
河邊 美香	西条中央病院	西条市朔日市804	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135番地	平成27年 4月1日
城徳 昌典	西条中央病院	西条市朔日市804	じょうとく内科クリニック	西条市神拝字七反地甲217番1	平成27年 5月1日
入田 純	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	西条中央病院	西条市朔日市804	平成27年 4月1日
牧野 景	住友別子病院	新居浜市王子町3-1	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3丁目1-1	平成27年 4月1日
大藤 佳子	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3丁目1-1	平成27年 4月1日
東 晴彦	喜多医師会病院	大洲市徳森2632-3	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成27年 4月1日
千阪 俊行	西条中央病院	西条市朔日市804	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	平成27年 4月1日
宇都宮 裕	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	平成27年 4月1日

間 崎 桂 子	市 立 大 洲 病 院	大洲市西大洲甲570番地	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1 - 1	平成27年 4月1日
木 阪 吉 保	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1 - 1	平成27年 4月1日
八 木 悠 一 郎	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	市 立 八 幡 浜 総 合 病 院	八幡浜市大平1番耕地638番地	平成27年 4月1日
宮 原 義 登	一般財団法人積善会十全総合 病院	新居浜市北新町1番5号	宮 原 医 院	新居浜市八幡2丁目6 - 30	平成27年 4月1日
林 康 人	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町3丁目2番地10	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成27年 4月1日
濱 田 淳 平	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433 - 1	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	平成27年 4月1日
竹 田 将 一 郎	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	平成27年 4月1日
藤 原 雅 光	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	今 治 市 医 師 会 市 民 病 院	今治市別宮町7丁目1 - 40	平成27年 4月1日
井 上 仁	宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成27年 4月1日
寺 尾 孝 志	社会医療法人生きる会瀬戸内 海病院	今治市北宝来町2丁目4 - 9	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成27年 4月1日
渡 部 承 平	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5 - 5	社会福祉法人恩賜財団済生会 今治病院	今治市喜田村7丁目1 - 6	平成27年 4月1日

○愛媛県告示第664号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成27年 5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	市立宇和島病院	正 田 大 介	宇和島市御殿町1番1号	平成27年 4月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	市立宇和島病院	清 地 秀 典	宇和島市御殿町1番1号	平成27年 4月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	近 藤 琢 也	東温市志津川	平成27年 4月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大 木 悠 輔	東温市志津川	平成27年 4月1日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	藤 原 崇 志	東温市志津川	平成27年 4月1日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	佐 藤 恵 里 子	東温市志津川	平成27年 4月1日
肢体不自由、平衡・音声、言語機能障害	脳神経外科	大洲中央病院	重 川 誠 二	大洲市東大洲5番地	平成27年 4月1日
肢体不自由、音声、言語・そしゃく・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	リハビリテーション科	伊 予 病 院	青 野 只 明	伊予市矢倉906番地5	平成27年 4月1日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	市立宇和島病院	谷 平 哲 哉	宇和島市御殿町1番1号	平成27年 4月1日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	西予市立西予市民病院	曾 我 浩 之	西予市宇和町永長147番地1	平成27年 4月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	医療法人隣善会西条道前病院	筒 井 武 志	西条市飯岡3290 - 1	平成27年 4月1日
肢体不自由、心臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛労災病院	味 生 俊	新居浜市南小松原町13番27号	平成27年 4月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	愛媛労災病院	松 岡 祐 貴	新居浜市南小松原町13番27号	平成27年 4月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	愛媛労災病院	前 田 崇	新居浜市南小松原町13番27号	平成27年 4月1日

ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛労災病院	都志見 貴 明	新居浜市南小松原町13番27号	平成27年 4月1日
肢 体 不 自 由	精 神 科	愛媛労災病院	稲 見 康 司	新居浜市南小松原町13番27号	平成27年 4月1日
視 覚 障 害	眼 科	医療法人補天会光生 病院	榊 澤 みさと	今治市室屋町3丁目2番地10	平成27年 4月1日
肢 体 不 自 由	外 科	医療法人補天会光生 病院	齊 藤 真 悟	今治市室屋町3丁目2番地10	平成27年 4月1日
肢 体 不 自 由	外 科	医療法人補天会光生 病院	太 田 博 章	今治市室屋町3丁目2番地10	平成27年 4月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険 中央診療所	川 上 貴 正	北宇和郡松野町大字延野々1406番地 4	平成27年 4月1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	住友別子病院	末 丸 俊 二	新居浜市王子町3番1号	平成27年 4月1日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 173

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成27年 5月19日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表（第2条、第3条関係）</b>				<b>別表（第2条、第3条関係）</b>			
委託地方 公共団体	機 関		職	委託地方 公共団体	機 関		職
省略				省略			
松前町	省略			松前町	省略		
	教育委 員会	事務局	局長 課長		教育委 員会	事務局	教育長 課長
		省略				省略	
省略			省略				
省略				省略			
松野町	省略			松野町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 主幹 会計管理者 出 納室長 総務課班長 総務課 主任（人事又は予算を担当す るものに限る。）		町長部 局	本庁	課長 会計管理者 出 納室長 総務課班長 総務課 主任（人事又は予算を担当す るものに限る。）
		省略				省略	
省略			省略				
省略				省略			
備考 省略				備考 省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公営企業告示

## ○愛媛県公営企業告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年 5月19日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

## 1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立今治病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時及び16時から17時15分）

## 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

## 3 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## ○愛媛県公営企業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年 5月19日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

## 1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立南宇和病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時及び16時から17時45分）

## 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ソラスト松山支社

愛媛県松山市南堀端町5番地8

## 3 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## ○愛媛県公営企業告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年 5月19日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

## 1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立新居浜病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時及び16時から17時15分）

## 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

## 3 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで